

訴訟の進行状況等について

1 訴訟の担い手

- (1) 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会 (H25.12.16 現在で**1329**名(前回裁判期日以降 +4名))
入会資格は、目的(=訴訟を支援し、柏崎刈羽原発の運転を停止すること)に賛同する個人
※福島県内からの避難者、福島県在住者の年会費は免除
- (2) 原告
1次提訴(H24.4.23)時に原告132名+2次提訴(H24.10.15)時に原告58名 ⇒計**190**名(県内全市町村から原告を輩出)
【市民の会/原告団の共同代表】: 吉田隆介さん(柏崎市)、大西しげ子さん(新潟市)、麻田弘潤さん(小千谷市)
- (3) 原告ら訴訟代理人弁護士 117名(新潟県内の弁護士40名強と脱原発弁護団全国連絡会の全国の弁護士)

2 訴訟の内容

- (1) 概要
 - ・ 東電を被告とする運転差止請求の民事訴訟
 - ・ 法的根拠は「人格権」に基づく妨害排除(予防)請求
個人の生命、身体という重大な保護法益を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、その侵害を排除し、又は侵害を予防するため人格権に基づく差止請求権を有する。
人格権は憲法13条、25条、憲法前文の平和的生存権に根拠を持ち、「人として持っているはずの人生のありとあらゆる発展可能性」を内容とするものである(ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決(H13))。
- (2) 意義
 - ・ 東電を相手方とする事実上唯一の差止訴訟であること
 - ・ 3.11前の司法の責任を問う。3.11後の司法判断を問う。
 - ・ 原発問題に関心を持った一般市民の結集
動機はそれぞれ(いのちを守る、ふるさとを守る、子どもを守る、農林漁業を守る、観光を守る、国や原子カムラへの異議申立て…)
- (3) 主張の要点…略(訴状冊子p5)

3 現在までの新潟地裁での訴訟の進行状況

口頭弁論期日	原告の主張	被告の主張

1	H24. 7. 12	訴状	答弁書
2	H24. 10. 15	<p>原告準備書面（1）…福島原発事故津波原因説の誤り 1号機の全交流電源喪失の直接の原因は津波ではありえない。</p> <p>原告準備書面（2）…3. 1 1原発大事故後の原発推進学者の謝罪と欺瞞の論理、重大な国土の喪失 過去の原発訴訟での原発推進学者の証言等（班目春樹氏の「割り切り」）。「原子カムラ」体質は3. 1 1後も解消されていない。3. 1 1事故は文明災、原発を止めるのは倫理的義務だ（独）。</p> <p>原告準備書面（3）…被告の基本的な認識を問う 柏崎刈羽では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福島第一のような人格権侵害はおよそ起こりえないと主張するのか、 ② 地盤の「褶曲運動」は一切存在しない or 原発への影響は限定的との主張か、 ③ 中越沖地震後の設備健全性評価でプラント全体の健全性が確実に保たれている、県技術委の検証を経なくても問題ないという認識か、 ④ 従前どおりの防災計画で足りるとの認識か否か、 ⑤ 福島第一事故に関し、十分な過酷事故対策をとっていたとする認識か、対応不備の一部は認めるのか。 	<p>被告準備書面（1）…原告訴状に対する認否 ⇒「否認、争う」の具体的理由は明記されず。</p>
3	H25. 2. 4	<p>原告準備書面（4）…福島（第一）原発1号機の地震による配管等損傷 少なくとも、1号機では、炉心溶融前に圧力バウンダリが損傷し、その損傷部から炉心の冷却材が流出し炉心溶融に至ったというべき。圧力バウンダリ損傷は地震が引き金になった。被告によるIC配管の不十分な「目視確認」、国会事故調の立入調査妨害。</p> <p>原告準備書面（5）…（原発設置事業者の資質ない被告に原発稼働を許すわけにはいかない） 国会事故調報告書が指摘している福島第一事故原因が生まれた背景（耐震バックチェックの遅れ、津波対策の先送り、全交流電源喪失（SBO）対策の先送り）、被告の</p>	<p>被告準備書面（2）…被告の「積極主張」 人格権侵害を原告が具体的に主張立証せよ ⇒しかし、福島第一事故後の対応を述べるのみ、 事故原因にはほとんど言及なし、「他人事」的</p> <p>求釈明に対する回答書（H25. 1. 18 付） 原告準備書面（3）中の求釈明に対し、被告準備書面（1）（2）のとおりと述べる形式的なもの</p>

		組織的問題点（シビアアクシデントはリスク管理の対象外、経営最優先、縦割り、情報公開の遅れと事実の矮小化）	
4	H25. 5. 16	<p>原告求釈明</p> <p>① 被告は、本件原発の再稼働について、被告主張の各種対策を実施しなくても可能と考えているのか否か。</p> <p>② 被告準備書面（2）第5章に記載された各種対策のうち、実施済みのものはどれか。</p> <p>原告準備書面（6）…活断層の活動性評価期間等について 活断層評価の近年の知見（40万年）からすれば、敷地直下のα、β、V系、F系、L系の各断層はいずれも活断層。</p> <p>原告準備書面（7）…（基準地震動策定の問題点） 東電が策定した基準地震動S_sは3. 11後に得られた科学的知見を踏まえていない。陸域活断層が連動すれば地震動はS_sを超える。過小評価</p> <p>原告準備書面（8）…被告はシビアアクシデント対策を確立できない 日本では電力事業者、規制当局とも具体的なシビアアクシデント（SA）対策を怠ってきた。被告ら電力事業者がSA対策を遅らせた。福島第一事故で起きた事象からすれば「電源」と「冷却水」が失われれば容易にSAに至る、容易に解決できない。福島第一事故後のSA対策は不十分、将来見通しもなし。</p> <p>原告準備書面（9）…被告に原発を運転する資質・能力はない 福島第一の事故収束には程遠い。事故後の主なトラブル。停電による使用済み燃料プール冷却装置停止（ネズミの接触によるショート）、汚染水の漏洩等。国会事故調の調査妨害等の企業体質→被告のいう安全対策、シビアアクシデント対策の確立は信用できない。</p>	<p>原告ら「求釈明」に対する回答書（H25. 3. 19付）</p> <p>① 運転再開の見通し等について述べる段階にない。</p> <p>② H25.2 末日時点で実施済みのものを別紙一覧形式で回答。 ← 裁判所も「被告は回答不十分」（9月2日進行協議期日）</p>

		<p>原告準備書面（10）…国会事故調調査妨害事件と被告の信用性 1号機原子炉建屋4階が真っ暗だと虚偽説明をした被告担当者（玉井氏）が担当している柏崎刈羽の津波対策の有効性など、信用できない。</p>	
5	H25. 9. 12	<p>求釈明の申立書（H25. 6. 7 付） 被告は地質調査を実施したのか。地質調査により安田層の堆積年代についてどのような結論が得られたのか。その結論により被告準備書面（2）p 66～67の主張に変更があるのか。</p> <p>再求釈明の申立書（H25. 7. 25 付） 「参照されたい」では、被告の回答は不十分。敷地内断層が活断層か否かが重要争点。よって、安田層の堆積年代についての被告の主張が具体的に特定されなければ主張立証が噛み合わない。再度回答を求める。</p> <p>再々求釈明の申立書（H25. 8. 30 付） 被告は、安田層上部の堆積年代を約13万年ないし12万年前であるとした従来の主張を撤回し、安田層が約35万年前から約20万年前にかけて堆積した地層であると主張するのか、9月11日までに明らかにされたい。</p> <p>求釈明の申立書（H25. 8. 30 付） 佐渡海盆東縁断層に関する被告主張を明確にするために、F-B断層の位置、長さ、プログラデーション（堆積物が陸から海へ供給され前進的に堆積すること）によって形成された斜面の場所、角田山付近の西方に傾動している段丘面はどこか、被告のいう反射法地震探査の具体的内容を明らかにされたい。</p>	<p>平成25年6月7日付け原告ら「求釈明の申立書」記載の求釈明について（H25. 7. 1 付） 地質調査は実施。「地質調査の概要」p 16～22、「地質調査報告書」p 13～14、p 44を参照されたい。</p> <p>（回答なし）</p> <p>第4回口頭弁論期日における裁判所からの釈明について（H25. 8. 30 付） 柏崎刈羽6、7号機について、新規制基準にのっとった再稼働申請等について新潟県に説明を行っているが、各申請はまだ行っていない。審査に要する期間も明らかでない。柏崎刈羽の</p>

		<p>準備書面（11）…佐渡海盆東縁断層について 佐渡海盆東縁断層A、Bが存在すること及びその根拠、その長さがAが約70km、Bが約32kmと考えられること等についての主張。</p> <p>準備書面（12）…福島原発事故による死者 福島原発事故では過酷な避難を余儀なくされ、住民はあらゆるもの（故郷、日常生活、地域社会、生業など）を失った。病院や福祉施設による死亡事例、自死事例、避難または避難生活中の死亡、避難指示による救命活動中止。→柏崎刈羽原発でひとたび事故が起こった場合の住民の生命侵害の具体的危険は明らか。</p> <p>準備書面（13）…現在の防災対策に看過できない問題あり シミュレーションによる放射性物質拡散予測に照らせば、現行の防災対策には①対象地域が狭い、②避難開始遅延による被曝の危険がある、③避難の実効性がない（情報収集・伝達の困難、避難経路確保の困難等）と、いった問題あり。被害発生は避けられず、柏崎刈羽の再稼働は人格権を侵害するものとして許されない。</p> <p>準備書面（14）…被告に原発を運転する資質・能力はない（汚染水問題） 汚染水漏えい問題の経緯と現状→汚染水の管理をできず、事態をここまで深刻化させた被告に、原発を運転する資質・能力はない。福島と汚染水の現状を放置したまま柏崎刈羽の再稼働を求めるなど、論外。</p>	<p>運転再開の見通しについて述べられない。</p>
6	H25.12.16	<p>準備書面（15）…ひずみ集中帯の中にある柏崎刈羽地域</p> <p>準備書面（16）…安田層堆積年代に関する被告主張の変遷と活断層評価</p> <p>準備書面（17）…福島原発1号機のIC配管の損傷</p> <p>準備書面（18）…福島第一原発事故における汚染水処理等の被告の対応からして、被告に原発を稼働する資質・能力はない</p> <p>準備書面（19）…シビアアクシデントにおける人的作業の現実的可能性</p>	<p>平成25年2月6日付け原告ら「求釈明」に対する回答書（H25.10.31付）</p> <p>6、7号機の運転再開には新規規制基準適合性審査の対象となる安全対策が必要、「予め立地地域の理解を得るなどの取組み」も行う必要→審査が終了しても直ちに運転再開可能とは考えていない。</p> <p>被告準備書面（3）…安田層の堆積年代に関する主張等</p> <p>従前安田層と一括して評価していた地層は</p>

		<p>求釈明の申立書 (H25. 11. 29 付)</p> <p>①新規制基準適合性審査の対象となる安全対策（フィルタベント含む）のうち実施中ないし実施予定のもの、実施予定のもの完了時期、②被告のいう「予め立地地域の理解を得るなどの取組み」の具体的内容等、③事業者防災事業計画を定めるにあたっての立地自治体との協議や、避難状況の確認等を明記した手順の作成の予定時期などを明らかにせよ。</p>	<p>「古安田層」（下部層）と「安田層」（上部層）に区分される。本件敷地内の「古安田層」は30数万年前から約20万年前までに堆積したものであり、耐震設計上考慮すべき活断層ではない。被告が実施した「安田層の堆積年代に関する地質調査報告書」（H25. 4. 18. 6. 27 改訂）の地質調査の経緯、内容等の主張。</p>
7	H26. 3. 27		<p>平成25年8月30日付け原告ら「求釈明の申立書」に対する回答書 (H25. 11. 29 付)</p> <p>被告が主張するF-B褶曲群、F-B断層の位置、長さ（約2.7kmないし約3.6kmと評価）、プログラデーションによる形成箇所（少なくとも佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面）、角田山付近の西方傾動地点（東側の竹野町西のM1面）、反射法地震探査の確認結果（角田・弥彦断層の活動が角田山・弥彦山～大陸棚～大陸棚斜面の隆起に寄与していると判断）等。</p>
8	H26. 7. 10		

以上